

様式第1号（第5条関係）



令和 3 年 4 月 1 日

笠岡市長 殿

所 在 地	笠岡市神島4136	
協 議 会 名	神島まちづくり協議会	
協 議 会 長 名	会長	長鋪幸志

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 852,000 円

【添付書類】

- (1) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）
- (2) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）
- (3) 事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- (4) まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- (5) その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 神島まちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	総務委員会	5月	
	理事会	5月	
	総会	5月	
活動費の 活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	まちづくり神 島広報紙発刊 事業	まちづくり協議会の活動内容等を地区住民に知らせる。	広報紙を作成し、地区住民に配布する。
		広報紙を発行することで住民にまちづくり協議会の活動内容を周知することができる。	
	高齢者交流事 業	独居老人の引きこもりを防ぐ。	神内地区の一人暮らしの高齢者が借り上げバスに乗って先進地等を視察・研修をする。
		独居老人が外に出て交流や懇談等を行うことにより引きこもりを防ぐとともに仲間作りをする事ができる。	
		【効果】	
		【目的】	
	【効果】		
		【目的】	
	【効果】		
	【目的】		
【効果】			
	【目的】		
【効果】			

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 神島まちづくり協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	852,000	
その他収入	0	
計	852,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	660,000	会長20,000円×12ヵ月 事務員35,000円×12ヵ月
賃借料	0	
光熱水費	0	
運営費	63,470	
消耗品費	42,470	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	10,000	〃
印刷製本費	0	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	11,000	〃
手数料	0	〃
使用料及び賃借料	0	〃
	0	〃
	0	〃
活動費	128,530	
まちづくり神島広報紙発刊事業	68,530	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
高齢者交流事業	60,000	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	852,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運営費積算

計	63,470	円
---	--------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
筆記用具	3,500	前年度実績ファイル2,338円 封筒899円
USBメモリ	3,000	750円×4個
コピー用紙	10,000	2,500枚入り×4箱 前年度実績8,800円
プリンターインク	13,320	6,660×2個
コピー代	12,650	前年度実績11,710円
計	42,470	

食糧費

内 容	金 額	積 算
会議用お茶代	10,000	100円×100人
計	10,000	

印刷製本費

内 容	金 額	積 算
計	0	

修繕料

内 容	金 額	積 算
計	0	

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
郵送料(切手・はがき)	11,000	前年度実績11,100円
計	11,000	

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

報償費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
広報紙印刷代	67,650	年1回 広報紙作成 別添見積書のとおりに ／
振込手数料	880	／
計	68,530	/

高齢者交流事業

60,000

月

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
視察研修のバス借上料	60,000	山陽新聞社視察研修バス借上代(詳細は別添見積書のとおりに)
計	60,000	/

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

〔事務様式6〕

令和 3 年 4 月 1 日

協働のまちづくり課長 殿

協議会名：（ 神島まちづくり協議会 ）

会長名：会長 （ 長鋪幸志 ）

（ 令和 3 ） 年度 視察研修 実施計画書

このことについて、次のとおり先進地を訪問するため、視察研修を検討しています。

記

1 研修目的	独居老人の引きこもりを防ぐため、外に出て交流することで仲間作りをする。また、日頃目にしている新聞について、山陽新聞社で新聞が出来上がるまでの工程を見学したり、新聞の歴史を学ぶことで新聞の構成・記事など作成の大変さを知ることができる。
2 参加者 (人数及び 参加団体名)	地域の一人暮らし高齢者と引率者 25 名程
3 行程表	9:00 神島公民館 出発 10:30～12:00 山陽新聞社見学 12:00～13:00 昼食 13:30～15:00 後楽園散策 17:00 神島公民館帰着

神島まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、笠岡市自治基本条例の考えに基づき、地域の住民が地域の課題を解決し、自らの考えと行動によって、安心して暮らせる地域のまちづくりを推進し、その実現を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、神島まちづくり協議会と称する。

(区 域)

第3条 本会の区域は、神内小学校の学区とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、笠岡市神島4136番地に置く。

(事 業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域に居住する人の生きがいつくり
- (2) 地域住民のコミュニティの場づくり
- (3) 地域の課題の解決
- (4) その他本会の目的に必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第6条 本会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域に居住する住民
- (2) 地域で活動する各種団体
- (3) 地域に所在する事業所
- (4) その他本会が承認する者

第3章 役 員

(役員の種別)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 代議員 40名以内
- (5) 監 事 2名
- (6) 必要に応じて相談役及び顧問を置くことができる。

(役員の選出等)

第8条 代議員は、地域の各種団体から選出する。

2 理事は、代議員の中から互選する。

- 3 会長及び副会長は、理事の中から互選する。
- 4 監事は、相談役、顧問及び代議員以外の会員から選出する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1期2年とするが再任を妨げない。ただし、会長職の再任については、最大3期までを原則とする。

- 2 補欠により再任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは職務を代理する。
- 3 理事は理事会議に出席し、本会の運営について協議する。
- 4 代議員は代議員会議に出席し、地域の課題などを協議するほか、実践活動の中心的な役割を担う。
- 5 監事は、本会の会計監査を行う。

第4章 事務局

第11条 本会の会計及び日常業務を処理するため事務局職員を置く。

- 2 事務局職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。

第5章 会 議

第12条 会議は会長が招集する。

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第14条 総会は、第7条の役員をもって構成する。

第15条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会の同意を得て会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき。

第16条 総会は、役員の2分の1以上の出席がなければ、開会することはできない。

第17条 総会の議長は、その総会において出席した役員の中から選出する。

第18条 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 役員の選任
- (2) 本会の事業報告及び事業計画
- (3) 本会の決算報告及び予算
- (4) その他重要事項に関すること。

第19条 総会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(理事会議)

第21条 理事会議は、会長、副会長及び理事で構成し、本会の運営等について協議する。

(代議員会議)

第22条 代議員会議は、会長、副会長、理事及び代議員で構成し、地域及び各種団体の課題などについて情報を共有し協議する。

(部 会)

第23条 総会、理事会及び代議員会で議決された事項を実施するため、必要に応じて部会を設けることができる。

第6章 会 計

(会 計)

第24条 本会の運営等に関する経費は、委託料、補助金、寄附金及びその他収入とする。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 その他

(規約の変更)

第26条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければ変更することができない。

(その他)

第27条 この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

附 則

- 1 この規約は、平成22年11月27日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の会計年度は、第25条の規定にかかわらず、設立の日から翌年3月31日までとする。